

○ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 (略)

二 介護福祉士の資格習得を目的とした就労等

1・2 (略)

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (略)

4・5 (略)

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 (略)

二 介護福祉士の資格習得を目的とした就労等

1・2 (略)

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上（指定介護療養型医療施設の場合にあつては、介護保険の指定を受けた病床数が三十床以上）のものに限る。以下この3において同じ。）又は別表第二に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であつて、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (略)

4・5 (略)

第三 資格取得後の就労

一 (略)

1 (略)

2 フィリピン人看護師が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (4) (略)

3 (略)

二 フィリピン人介護福祉士の就労

1 (略)

2 フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該フィリピン介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であつて、次の(1)から(4)に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (4) (略)

3 (略)

別表第一

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設

第三 資格取得後の就労

一 (略)

1 (略)

2 フィリピン人看護師が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人看護師が就労する受入れ施設は、別表第三に掲げる施設であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (4) (略)

3 (略)

二 フィリピン人介護福祉士の就労

1 (略)

2 フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設は、別表第一、別表第二又は別表第四に掲げる施設であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) (4) (略)

3 (略)

別表第一

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム

二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設

三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設

四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設

二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム

四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは

別表第二

一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設

（新設）

二 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設

三 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは

は介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム

六 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四 (略)

(削る)

くは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する認知症対応型通所介護若しくは認知症対応型共同生活介護又は同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター

五 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第三 (略)

別表第四

一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの

二 医療法に規定する療養病床により構成される病棟又は診療所

三 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム又は有料老人ホーム

四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）に規定する国内ハンセン病療養所

五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

六 その他入所又は通所サービスを提供する施設